

貝塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険 事業のご案内

①貝塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の高齢者等（被保険者）が、誤って線路内に立ち入り、電車を止めてしまった場合や、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金の支払いを受けることができます。

貝塚市が保険契約者となり、保険料全額を負担するため、被保険者の自己負担はありません。

②補償内容

団体総合生活補償保険（日常生活賠償プラン）

（上限 国内：3億円、国外：3億円）



③保険の対象になる人とは

この保険に加入するためには、下記（ア）～（ウ）の全てを満たす必要があります。

貝塚市認知症高齢者個人賠償責任保険加入対象者

貝塚市徘徊高齢者等見守りネットワーク（※）の登録者のうち、

（ア）本市に居住し住民登録がある40歳以上のかた

（イ）自宅で生活されているかた

（ウ）認知症の診断を受けているかた

※貝塚市徘徊高齢者等見守りネットワークとは、認知症高齢者のかた等が行方不明となったときに、協力機関等と情報連携することで行方不明者の早期発見・保護に努める仕組みです。

申し込み方法など、詳しくは 高齢介護課 高齢者支援担当にお問い合わせください。

問い合わせ先・申し込み先

貝塚市役所 高齢介護課 高齢者支援担当

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号

（TEL）072-433-7010

（FAX）072-433-7404

（メール）koreikaigo@city.kaizuka.lg.jp